

労働者派遣個別契約書

恵庭市（派遣先）と公益社団法人 北海道シルバー人材センター連合会（派遣元事業主）は、平成28年4月1日付で締結された労働者派遣基本契約に基づき、次のとおり労働者派遣個別契約を締結する。

受注件名	えにわ湖周辺レク施設管理補助委託業務		
派遣先事業所の名称及び所在地	恵庭市 恵庭市 経済部 花と緑・観光課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 Tel:0123-33-3131		
就業場所	えにわ湖周辺レク施設 恵庭市 経済部 花と緑・観光課 〒061-1498 恵庭市盤尻 Tel:0123-33-0401		
組織単位	(組織の名称) 恵庭市 経済部 花と緑・観光課 (組織の長の職名) 課長		
指揮命令者	役職名：恵庭市 経済部 花と緑・観光課 課長 氏名： 大林 恒 様 Tel:0123-33-3131		
派遣先責任者 (製造業務派遣先責任者の場合に記載)	役職名：恵庭市 経済部 花と緑・観光課 課長 氏名： 大林 恒 様 Tel:0123-33-3131		
派遣先苦情受付者	役職名：恵庭市 経済部 花と緑・観光課 課長 氏名： 大林 恒 様 Tel:0123-33-3131		
派遣元責任者 (製造業務派遣元責任者の場合に記載)	役職名：事業所 派遣元責任者 氏名： 水内 誠 Tel:0123-34-0311		
派遣元苦情受付者	役職名：事業所 事業元責任者代行 氏名： 藤川 将典 Tel:0123-34-0311		
派遣期間	令和8年4月14日 ~ 令和8年10月30日		
時間外勤務(法定)			
時間外勤務	なし		
休日勤務(法定)			
休日勤務	なし		
安全及び衛生	派遣元・派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4の規定により課された各法令を遵守し自己に課された法令上の責任を負う。		
福祉の増進のための便宜供与	派遣先は派遣先の労働者に対して利用の機会を与える施設等を本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても利用の機会を与えるものとし、設備の利用、制服の貸与、教育訓練の実施等について配慮するものとする。		
請求方法及び支払方法	月末締め 翌月20日払い		
派遣労働者の限定	派遣法第40条の2第1項に定める60歳以上の者に限定する。		
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否か	限定しない		
その他	①別途交通費 800円/人日 ②北海道最低賃金が改訂された場合は変更となります。 ③万が一、派遣労働者が欠員となった場合については、派遣元は交代者の確保に努めるが派遣先においても代替者の確保に努めること ④派遣会員の交代等に伴う引継ぎ等については、派遣先が負担とし引継者は派遣先の従業員等が行うものとする。 ⑤刈払機(刃のみ)並びにチェーンソー等の機器類並びに各種消耗品については全て派遣先が負担とする。 ⑥刈払機講習会並びにチェーンソー講習会についての費用については全て派遣元が負担とする。		
派遣元事業主	公益社団法人 北海道シルバー人材センター連合会		
所在地	〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1番地毎日札幌会館		
届出受理番号	シ01-001	届出受理	平成21年3月31日
就業条件	えにわ湖周辺レク施設管理補助委託業務		
業務内容	別途仕様書のとおり		
従事する業務に伴う責任の程度			
就業日	月、火、水、木、金 時期によって時間変動あり		
就業時間	9:00~16:50 ①9:00~15:45 ②10:05~16:50		
休憩時間	12:00~12:45 労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を与える		
派遣人数	2名		
派遣料金	基本料金：1,662円/時 時間内深夜：2,077円/時 時間外：2,077円/時 時間外深夜：2,493円/時 休日：2,243円/時 休日深夜：2,659円/時 (消費税別)		
交通費	800円/人日		
手当	なし		

□苦情処理方法、連携体制等

- (1) 派遣元事業主における苦情の申出を受ける者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- (2) 派遣先における苦情の申出を受ける者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- (3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

□労働者派遣契約の解除にあたって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図る措置

- (1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ
派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。
- (2) 就業機会の確保
派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
- (3) 損害賠償等に係る適切な措置
派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。
- (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示
派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

□紛争防止の措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用したいと申し入れがあり、派遣労働者が応じた場合には、職業紹介を経由して行うこととし、手数料については、派遣元事業主と派遣先で協議の上決定する。

上記のとおり契約が成立したので、本契約書を 2通作成し、各 1通保有する。

令和8年4月9日

派遣先 〒061-1498
恵庭市京町1番地

恵庭市
恵庭市長 原田 裕
Tel. 0123-33-3131



派遣元事業主 〒060-0004
札幌市中央区北4条西6丁目1番地
毎日札幌会館
公益社団法人 北海道シルバー人材センター連合会
会長 下村 英敏
Tel. 011-223-2711

実施事業所 〒061-1416
恵庭市桜町3丁目8-18



公益社団法人 北海道シルバー人材センター連合会 恵庭市事務所
事務所長 水内 誠
Tel. 0123-34-0311